

栃木県規則第14号

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第8条第1項第4号の規定による広告物又は掲出物件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物又は掲出物件のうち前項各号に規定する地域又は場所の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める基準に適合するもので、屋外広告物表示（設置）届出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に届けたもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）</u></p> <p>エ 略</p> <p>(2)の2～(4) 略</p> <p>3～11 略</p> <p>(許可の申請等)</p> <p>第8条 条例第5条、第8条第4項から第6項まで又は第9条第2項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記様式第2号）正副2部に次に掲げる書類（第14条各号に掲げる広告物（車両に表示される広告物を除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、<u>第5号</u>に掲げる書類を除く。）を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）</u></p> <p><u>(4)・(5) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>第10条 条例第14条第1項の規定により許可を受け</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 条例第8条第1項第4号の規定による広告物又は掲出物件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物又は掲出物件のうち前項各号に規定する地域又は場所の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める基準に適合するもので、屋外広告物表示（設置）届出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に届けたもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)の2～(4) 略</p> <p>3～11 略</p> <p>(許可の申請等)</p> <p>第8条 条例第5条、第8条第4項から第6項まで又は第9条第2項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記様式第2号）正副2部に次に掲げる書類（第14条各号に掲げる広告物（車両に表示される広告物を除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、<u>第4号</u>に掲げる書類を除く。）を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)・(4) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>第10条 条例第14条第1項の規定により許可を受け</p>

ようとする者は、屋外広告物変更許可申請書（別記様式第4号）正副2部に次に掲げる写真及び書類（第14条各号に掲げる広告物（車両に表示される広告物を除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類を除く。）を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）

(4)～(8) 略

2・3 略

ようとする者は、屋外広告物変更許可申請書（別記様式第4号）正副2部に次に掲げる写真及び書類（第14条各号に掲げる広告物（車両に表示される広告物を除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類を除く。）を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3)～(7) 略

2・3 略

別表第1中

基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	前面道路につき1基	敷地につき2基又は前面道路につき1基
----	---------	---------	---------	-----------	--------------------

を

基数	敷地につき1基及び車両出入口につき1基	敷地につき1基及び車両出入口につき1基	敷地につき1基及び車両出入口につき1基	次のいずれかの基数 1 前面道路につき1基 2 敷地につき1基及び車両出入口につき1基	次のいずれかの基数 1 敷地につき2基 2 前面道路につき1基 3 敷地につき1基及び車両出入口につき1基
----	---------------------	---------------------	---------------------	---	--

に、「及び工

業地域」を「、工業地域及び工業専用地域」に改め、同表に次のように加える。

LRT停留場及びバス停留所上屋等利用広告物	表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。
-----------------------	------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

別表第4中「又はアーケード添加広告物」を「、アーケード添加広告物又はLRT停留場及びバス停留所上屋等利用広告物」に改める。

別記様式第1号中「3 表示又は設置の場所の使用権を証する書面」を

「3 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）」に改める。

4 表示又は設置の場所の使用権を証する書面」

「3 表示又は設置の場所の使用権を証する書面

別記様式第2号中 4 屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を証する書面（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）を

「3 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する

場合に限る。)

- 4 表示又は設置の場所の使用権を証する書面 に改める。
- 5 屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を証する書面（栃木県屋外
広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を
受けようとする場合を除く。） 」
- 別記様式第4号中 「3 表示又は設置の場所の使用権を証する書面
4 屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を証する書面（栃木県屋外
広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を
受けようとする場合を除く。）
5 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認めら
れた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該箇所を撮影したものを
含む。） を
6 点検を行った者が栃木県屋外広告物条例施行規則第10条第2項各号のい
ずれかに該当する者であることを証する書面（栃木県屋外広告物条例施行
規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする
場合を除く。）
7 屋外広告物安全点検報告書（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号
に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）」
- 「3 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこ
れに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する
場合に限る。）
- 4 表示又は設置の場所の使用権を証する書面
- 5 屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を証する書面（栃木県屋外
広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を
受けようとする場合を除く。）
- 6 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認めら
れた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該箇所を撮影したものを
含む。） に改める。
- 7 点検を行った者が栃木県屋外広告物条例施行規則第10条第2項各号のい
ずれかに該当する者であることを証する書面（栃木県屋外広告物条例施行
規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする
場合を除く。）
- 8 屋外広告物安全点検報告書（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号
に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）」

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(都市計画課)